

当面の予算編成について（粗案）

1 前提条件

(1) 財政健全化計画（H17～H21）との整合性

行財政改革大綱では、平成18年度及び平成19年度を「集中取組期間」と位置付けており、その一環として進めている「財政の健全化」についても、その歩みを一にし、一日も早い財政再建を果たすべく取り組みを一層強化する必要がある。

(2) 行財政改革の推進と地域振興策の財源確保との調和

行財政改革の推進を徹底する一方で、これらがもたらす弊害、たとえば島内経済の沈滞化、失業者の増大、人口流出、行政サービスの低下など地域活力の低下を極力抑え、地元企業の新分野進出の促進や将来に雇用創出効果が見込める分野への重点的投資を可能な範囲で実施する必要がある。

2 平成19年度予算について

集中取組期間の最終年度として、更なる歳出削減と歳入増対策を講じるものとする。

(1) 経常的経費

物件費（固定経費を除く）と補助費等について、昨年度に引き続き、対17年度当初予算ベースでのシーリング設定を継続する。

個別事項として、

草刈り委託費の取り扱い

財政状況を見ながら、草刈り委託費の復活額、配分方法等をそのエリア、人員等の推移を見ながら所管課と財政課との協議のうえ決定する。

公共施設等の修繕料の取り扱い

公共施設等の修繕料については、現在進めている使用料・手数料の改定状況（12月定例会上册）を見ながら、適宜、予算要求を認める。

(2) 投資的経費

ア 普通建設事業費

新規債の発行枠、一般財源枠は堅持する。ただし、この枠内でも、国・県補助との組み合わせによっては、事業費ベースで18億円台は確保できるものである。

なお、総合計画に計上された事業で、この再建期間において、戦略的・重点的に着手する必要があるものについては特別枠を設定する。

ex.しんうおのめ温泉荘建替（H19～H21）

イ 政策経費（ソフト事業費）の確保

地元企業の新分野進出、雇用創出効果が見込める部門への重点的投資を行うため、ソフト事業に係る特別枠を創設し、シーリングによる節減効果の一部をこれに充当するものとする。採択にあたっては、国・県の補助事業を優先させるとともに、必ず事前評価手続を行うものとする。

3 平成20年度予算について

行財政改革を一層加速させるために、上記2の取り組みに加えて、次のような「行革インセンティブ予算方式（仮称）」の導入を今後検討してこととする。

(1) 行革インセンティブ予算方式の概要

各課の行革への取り組みに応じて、経常的経費（旅費、需用費、修繕料等）の増額要求を認めることで、更なる行財政改革の推進、行政サービスの向上に資する。

(2) 算定の基礎

前々年度（平成18年度）における各課の行革への取り組みによって得られる歳入増（徴収強化、使用料・手数料改定等）、歳出削減の効果額

(3) 要求の仕組み

上記(2)の一定割合を、経常的経費のシーリングに上乗せして予算要求することを認める。

以上 財政再建担当理事